

次のような場合は、「審査完了」のメールが着信していて、仮当選した場合であっても、当選取消しとなりますので注意してください。

## 1 抽選の際の番号の数が実際よりも多かった。

- ① 「優遇措置対象項目」に該当しないにもかかわらず、チェックをつけたしまった場合は、当選取消しとなります。

優遇措置とは、「特に居住の安定を図る必要がある者」として、一般の世帯よりも抽選の際の本数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。対象となる方の要件は別紙「特に居住の安定を図る必要がある方」をご覧ください。

- ② 「連続落選年数」について、実際の年数よりも多い年数を記載してしまった場合は、当選取消しとなります。

連続落選年数は、「連続して申込みをし、落選した年度数」に応じて抽選の際の本数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。持参により申込書を提出された方には、「抽選カード」を交付しますが、電子申請によるお申し込みの場合は、「抽選カード」の発行は行いません。「落選した年度数」はご自身で把握いただきますようお願いいたします。

## 2 希望した住戸の入居資格要件を欠いていた。

公募している住戸には、高齢者、障がい者、単身者など、特定の要件に該当する方だけがお申し込み出来る住戸があります。要件に該当しない方が仮当選した場合は当選取消しとなります。募集住戸一覧等に記載する入居資格要件をよくご確認のうえお申し込みください。

## 3 複数の申し込みをした。

- ① 一回の公募において、同一の方が、複数のお申し込みをした場合は当選取消しとなります。
- ② 一回の公募において、同一世帯の世帯員が、各々でお申し込みした場合は当選取消しとなります。